

## 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案についての意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>・（新設）第三条第一項第八号について</p> <p>納品期限の緩和については、サプライチェーン全体の問題でもあり、消費者の視点も不可欠である。今後さらに取組を進めていくためには、関係する食品関連事業者だけでなく消費者にどのような影響が生じるのか、消費者にも理解を深めていただくことが重要となる。</p> <p>したがって、消費者の理解も得られるよう、あらゆる関係者に対しての一層の周知活動を実施していただきたい。</p>	1	<p>事業者・民間団体や消費者、行政で構成する「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」の活用や関係者に対する積極的な普及啓発を通じて、消費者の理解も得られるよう周知してまいります。</p>
<p>・（新設）第十条第2項</p> <p>事業者がこれまで以上に未利用食品等の提供を進めていくには、物流コストや免責制度等の課題が支障となっていることから、これらの課題の解消に向けて国も積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、未利用食品等の提供については、食品ロスの発生抑制が進むほど実質的に減ってしまう関係にあるため、真摯に取り組んでいるにもかかわらず、事業者の公表する提供量の増減に対し誤った解釈がなされることのないよう周知を行っていただきたい。</p>	1	<p>食品関連事業者が未利用食品等を提供する際のご指摘については、関係省庁と連携しながら取組を進めてまいります。</p> <p>また、未利用食品等の提供については、各食品関連事業者において、様々な考え方で取り組まれていることから、未利用食品等の提供量の公表内容について誤った解釈がされないよう、例えば、留意事項を記載する等も含め、今後検討してまいります。</p>
<p>食糧自給率を上げることが何よりも先に行うべきである。</p>	1	<p>御意見として承ります。</p>